

基発第0418002号

平成14年4月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成14年度中央労災補償業務監察の実施について

標記について、別紙「平成14年度中央労災補償業務監察方針及び
実施計画」により実施することとしたので了知されたい。

なお、同監察の日程等は、監察実施対象局に対して別途指示する。

平成14年度

中央労災補償業務監察方針及び実施計画
(労災補償業務関係)

第1 監察の方針

平成14年度の監察は、地方局署における労災補償行政の運営について、主として次のような観点から行うものとする。

- (1) 行政の重点課題を的確に把握し効果的・効率的な業務運営が行われているか
- (2) 保険給付に係る業務処理が適正に行われているか
- (3) 局署の各級管理者による進行管理が適切に行われているか
- (4) 地方労災補償監察官制度が有効に機能しているか

第2 監察の項目

平成14年度の監察項目は、次のとおりとする。

- 1 管内行政課題の把握及び取組状況
- 2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況
 - (1) 保険給付請求書の審査等処理状況
 - (2) 長期未処理事案の処理状況
 - (3) 労災診療費の適正処理状況
 - (4) 第三者行為災害に係る事務処理状況
 - (5) 適正給付対策の推進状況
 - (6) 審査請求事件の処理状況
- 3 不正受給等防止対策の実施状況
- 4 地方労災補償監察官制度の運用状況
 - (1) 監察の実施状況(前年度)
 - (2) 監察計画の策定状況等
- 5 職員研修計画の策定及び実施状況

第3 監察の時期

前期 6月中旬～7月下旬
後期 9月上旬～10月下旬

第4 監察の対象局署

27局63署(別紙のとおり)

平成14年度

中央労災補償業務監察方針及び実施計画
(適用徴収業務関係)

第1 監察の方針

平成14年度の監察は、地方局署における適用徴収業務の運営について、主として次のような観点から行うものとする。

- (1) 行政の重点課題を的確に把握し効果的・効率的な業務運営が行われているか
- (2) 労働保険適用徴収に係る業務処理が適正に行われているか

第2 監察の項目

平成14年度の監察項目は、次のとおりとする。

- 1 管内行政課題の把握及び取組状況
- 2 労働保険適用徴収業務の実施状況
 - (1) 労働保険適用促進計画の実施状況
 - (2) 労働保険料年度更新の実施状況
 - (3) 労働保険料算定基礎調査の実施状況
 - (4) 労働保険料滞納整理の実施状況
 - (5) 労働保険事務組合の監督指導状況
 - (6) 労働保険料徴収の事務処理状況
 - (7) 会計事故防止対策の実施状況
- 3 職員研修計画の策定及び実施状況
- 4 雇用保険印紙事務の実施状況

第3 監察の時期

前期 6月中旬～7月下旬

後期 9月上旬～10月下旬

第4 監察の対象局署

14局63署 (別紙のとおり)

平成14年度

中央労災補償業務監察実施局署

監察局名	署数	監察署名	時期
北海道	3	札幌東 室蘭 名寄	<後期>
秋田	2	秋田 大館	<前期>
山形	2	鶴岡 酒田	<前期>
茨城	3	水戸 日立 鹿島	<前期>
埼玉	4	浦和 川口 川越 秩父	<後期>
千葉	3	千葉 成田 銚子	<後期>
東京	4	渋谷 池袋 立川 三鷹	<後期>
神奈川	3	横須賀 横浜西 小田原	<後期>
石川	2	小松 穴水	<前期>
福井	2	武生 敦賀	<前期>
長野	3	松本 岡谷 飯田	<後期>
静岡	4	静岡 清水 富士 島田	<後期>
愛知	2	名古屋北 名古屋西	<後期>
三重	1	上野	<前期>
大阪	3	大阪西 淀川 東大阪	<後期>
兵庫	2	尼崎 伊丹	<後期>
和歌山	2	御坊 田辺	<前期>
鳥取	1	米子	<前期>
岡山	2	岡山 玉野	<後期>
山口	3	下関 徳山 山口	<前期>
香川	2	高松 坂出	<前期>
高知	1	須崎	<前期>
福岡	2	福岡中央 行橋	<後期>
佐賀	1	佐賀	<前期>
熊本	2	八代 玉名	<前期>
大分	2	大分 日田	<前期>
鹿児島	2	鹿児島 鹿屋	<前期>
27局	63		

の14局は適用徴収業務監察も併せて実施する。